

令和2年12月23日

大阪府知事様

商号

又は名称 株式会社 大阪××

氏名 大阪 一郎

(法人にあつては、代表者の氏名)

指定紛争解決機関との契約締結等の状況

1 指定紛争解決機関が存在する場合

貸金業法第12条の2の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

日本貸金業協会

2 指定紛争解決機関が存在しない場合

貸金業法第12条の2の2第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(記載方法)

- 1 「日付」は、この様式を作成した日を記載する。
- 2 「商号又は名称」
 - ア 法人の場合は、商号を記載する。
 - イ 個人の場合で、商号登記しているときは、その商号を記載する。
商号登記していないときは、屋号等の名称を1つ記載する。
- 3 指定紛争解決機関として、現在、金融庁長官から指定を受けている機関は、日本貸金業協会のみであるため、「1」を○で囲み、「貸金業法第12条の2の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称」欄には、「日本貸金業協会」と記載する。
- 4 氏を改めた場合は、旧氏及び名を括弧書で併記することができる。
※令和2年12月23日の貸金業法施行規則別紙様式改正による。